

令和8年1月21日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
令和6年(ワ)第70478号 特許権侵害に基づく損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 令和7年10月7日

判 決

5

原 告 ビーサイズ株式会社

同訴訟代理人弁護士 大野聖二

小林英了

同訴訟復代理人弁護士 山本飛翔

同訴訟代理人弁理士 松野知絃

被 告 株式会社MIXI

同訴訟代理人弁護士 吉田和彦

高石秀樹

外村玲子

同訴訟復代理人弁護士 西田弘之

主 文

20 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被 25 告は、原告に対し、1億円及びこれに対する令和6年10月25日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、発明の名称を「モニタリングシステム、モニタリング方法、およびプログラム」とする特許（特許第7553163号。以下「本件特許」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有する原告が、被告に対し、被告が、「みてねみまもりG P S」という見守りサービス（以下「被告サービス」という。）を提供するに当たり、①別紙被告サーバ目録記載のサーバ（以下「被告サーバ」という。）の製造及び使用、②別紙被告ユーザ端末プログラム目録記載のプログラム（以下「被告ユーザ端末プログラム」という。）の作成、譲渡及び譲渡の申出、③別紙被告製品目録記載の製品（以下「被告製品」という。）の製造、販売及び販売の申出を行ったことにより、本件特許権が侵害されたとして、民法709条に基づく損害賠償金1億円（損害期間は令和6年9月9日から同年10月15日まで（以下「本件侵害期間」という。））及びこれに対する不法行為以後の日（訴状送達の日の翌日）である同月25日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下、枝番号のある証拠について枝番号を記載しない場合は、全ての枝番号を含む。）

(1) 当事者

ア 原告は、家電製品の企画、設計、製造、販売等を業とする株式会社である。

イ 被告は、ライフスタイルサービス、デジタルエンターテインメントサービスの提供等を業とする株式会社である。

(2) 本件特許権

本件特許権は、令和6年1月30日を出願日（特願2024-11895。（特願2023-184289の分割出願。原出願日／平成31年4月1日。）

以下「本件原出願日」という。))、令和6年9月9日を登録日とする特許権であり、原告は、本件特許権を有する。(甲1、2)

(3) 特許請求の範囲の記載

本件特許の請求項1、請求項4、請求項8、請求項11及び請求項15に
5 係る特許請求の範囲の記載は、以下のとおりである（以下、請求項1を引用
する請求項4記載の発明を「本件発明1」、請求項8を引用する請求項11
記載の発明を「本件発明2」、請求項15記載の発明を「本件発明3」とい
い、これらを「本件各発明」と総称する。また、本件特許に係る明細書及び
図面（甲2）を「本件明細書」という。）（なお、本件発明1は当事者の準備
書面における「本件発明5」、本件発明2は「本件発明6」、本件発明3は
10 「本件発明4」にそれぞれ対応する。）。

【請求項1】

見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報を前記見守
り者用端末から受信し、被見守り者用端末に送信する第1手段と、前記
15 インターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末から送
信される、前記被見守り者用端末の位置情報を受信する第2手段と、前
記被見守り者用端末からの位置情報に基づいて、行動範囲を決定する第
3手段と、前記被見守り者用端末からの位置情報と、前記行動範囲と、
の位置関係に基づく通知を前記見守り者用端末に送信する第4手段と、
20 を備えるモニタリングシステム。

【請求項4】

前記第2手段は、前記インターバル情報に応じたインターバルで前記被
見守り者用端末から送信される、前記被見守り者用端末のバッテリの残
25 量を示す情報を受信し、前記第4手段は、前記残量に関する情報を前記
見守り者用端末に送信する、請求項1乃至3のいずれかに記載のモニタ
リングシステム。

【請求項 8】

モニタリングシステムと通信可能な見守り者用端末を、前記見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報を前記モニタリングシステムに送信する第1手段であって、前記インターバル情報は、前記モニタリングシステムから被見守り者用端末に送信され、前記インターバル情報に応じたインターバルで、前記被見守り者用端末の位置情報が前記被見守り者用端末から前記モニタリングシステムに送信され、前記モニタリングシステムによって、前記被見守り者用端末からの位置情報に基づづいく行動範囲が決定される、第1手段、前記モニタリングシステムから、前記被見守り者用端末からの位置情報と、前記行動範囲と、の位置関係に基づく通知を受信する第2手段、として機能させるプログラム。
5
10

【請求項 11】

前記インターバル情報に応じたインターバルで、前記被見守り者用端末のバッテリの残量を示す情報が前記被見守り者用端末から前記モニタリングシステムに送信され、前記第2手段は、前記モニタリングシステムから、前記残量に関する情報を受信する、請求項8乃至10のいずれかに記載のプログラム。
15

【請求項 15】

正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状の被見守り者用端末であって、充電可能なバッテリと、当該被見守り者用端末の位置を取得する位置取得手段と、当該被見守り者用端末の加速度を検出する加速度センサと、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、前記被見守り者用端末の位置情報および前記バッテリの残量を示す情報をモニタリングシステムへ送信する通信手段と、を備え、前記位置情報は、前記モニタリングシステムによって、前記被見守り者用端末の行動範囲を決定するために用いられ、前記加速度セン
20
25

サによって所定値以上の加速度が検出されない場合、前記位置取得手段は当該被見守り者用端末の位置を取得しない、または、前記通信手段は前記位置情報を送信しない、被見守り者用端末。

5 (4) 構成要件の分説

本件各発明は、以下のとおり分説することができる（以下、分説に従い、「構成要件 1 A」などという。）。

10 ア 本件発明 1

1 A 見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報を前記見守り者用端末から受信し、被見守り者用端末に送信する第 1 手段と、

1 B 前記インターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末から送信される、前記被見守り者用端末の位置情報を受信する第 2 手段と、

1 C 前記被見守り者用端末からの位置情報に基づいて、行動範囲を決定する第 3 手段と、

1 D 前記被見守り者用端末からの位置情報と、前記行動範囲と、の位置関係に基づく通知を前記見守り者用端末に送信する第 4 手段と、を備え、

1 E 前記第 2 手段は、前記インターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末から送信される、前記被見守り者用端末のバッテリの残量を示す情報を受信し、

1 F 前記第 4 手段は、前記残量に関する情報を前記見守り者用端末に送信する、

1 G モニタリングシステム。

25 イ 本件発明 2

2 A モニタリングシステムと通信可能な見守り者用端末を、前記見守

り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報を前記モニタリングシステムに送信する第1手段であって、

- 2 B 前記インターバル情報は、前記モニタリングシステムから被見守り者用端末に送信され、
- 5 2 C 前記インターバル情報に応じたインターバルで、前記被見守り者用端末の位置情報が前記被見守り者用端末から前記モニタリングシステムに送信され、
- 2 D 前記モニタリングシステムによって、前記被見守り者用端末からの位置情報に基づいく行動範囲が決定される、第1手段、
- 10 2 E 前記モニタリングシステムから、前記被見守り者用端末からの位置情報と、前記行動範囲と、の位置関係に基づく通知を受信する第2手段、として機能させ、
- 2 F 前記インターバル情報に応じたインターバルで、前記被見守り者用端末のバッテリの残量を示す情報が前記被見守り者用端末から前記モニタリングシステムに送信され、
- 15 2 G 前記第2手段は、前記モニタリングシステムから、前記残量に関する情報を受信する、
- 2 H プログラム。

ウ 本件発明3

- 20 3 A 正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状の被見守り者用端末であって、
- 3 B 充電可能なバッテリと、
- 3 C 当該被見守り者用端末の位置を取得する位置取得手段と、
- 3 D 当該被見守り者用端末の加速度を検出する加速度センサと、
- 25 3 E 見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、前記被見守り者用端末の位置情報および前記

バッテリの残量を示す情報をモニタリングシステムへ送信する通信手段と、を備え、

3 F 前記位置情報は、前記モニタリングシステムによって、前記被見守り者用端末の行動範囲を決定するために用いられ、

5 3 G 前記加速度センサによって所定値以上の加速度が検出されない場合、前記位置取得手段は当該被見守り者用端末の位置を取得しない、または、前記通信手段は前記位置情報を送信しない、被見守り者用端末。

(5) 被告の行為

10 被告は、本件侵害期間中に、被告サービスを提供するに当たり、被告サーバの製造及び使用、被告ユーザ端末プログラムの作成、譲渡及び譲渡の申出並びに被告製品の製造、販売及び販売の申出を行った（以下、被告サーバ、被告ユーザ端末プログラム及び被告製品を併せて「被告サーバ等」という。）。

(6) 被告サーバの構成

15 被告サーバは次の構成を有する（以下、「構成 1 a」、「構成 1 b」などということがある。なお、被告サーバが、構成要件 1 D、1 F、1 G を充足することには争いがない。）。

1 a 保護者により設定された稼働モードを保護者用のスマートフォンから受信し、G P S 端末に送信する第 1 送信手段と、

20 1 b 稼働モードが「高頻度モード」に設定された場合は通常 1.5 分間隔で、「省エネモード」に設定された場合には通常 3 分間隔で、G P S 端末から送信される、G P S 端末の現在位置を受信する受信手段と、

1 c G P S 端末からの位置情報に基づいて、みまもり範囲を決定するみまもり範囲決定手段と、

25 1 d G P S 端末の現在位置がみまもり範囲から外れた際に自動で通知を保護者用のスマートフォンに送信する第 2 送信手段と、を備え、

1 e 前記受信手段は、稼働モードが「高頻度モード」である場合には通常 1. 5 分間隔で、「省エネモード」である場合には通常 3 分間隔で、G P S 端末から送信される、G P S 端末のバッテリの残量を示す情報を受信し、

5 1 f 前記第 2 送信手段は、G P S 端末のバッテリの残量に関する情報を保護者用のスマートフォンに送信する、

1 g サーバ。

(7) 被告ユーザ端末プログラムの構成

10 被告ユーザ端末プログラムは次の構成を有する（以下、「構成 2 a」、「構成 2 b」などということがある。なお、被告ユーザ端末プログラムが、構成要件 2 B、2 E、2 G、2 H を充足することには争いがない。）。

2 a サーバと通信可能な保護者用のスマートフォンを、保護者により設定された稼働モードをサーバに送信する送信手段であって、

2 b 稼働モードは、サーバからG P S 端末に送信され、

15 2 c 稼働モードが「高頻度モード」に設定された場合は通常 1. 5 分間隔で、「省エネモード」に設定された場合には通常 3 分間隔で、G P S 端末の現在位置がG P S 端末からサーバに送信され、

2 d サーバによって、G P S 端末からの位置情報に基づくみまもり範囲が決定される、送信手段、

20 2 e サーバから、G P S 端末の現在情報がみまもり範囲から外れた際に、自動で通知を受信する受信手段、として機能させ、

2 f 稼働モードが「高頻度モード」である場合には通常 1. 5 分間隔で、「省エネモード」である場合には通常 3 分間隔で、G P S 端末のバッテリの残量を示す情報がG P S 端末から被告サーバに送信され、

25 2 g 前記受信手段は、被告サーバから、G P S 端末のバッテリの残量に関する情報を受信する、

2 h プログラム。

(8) 被告製品の構成

被告製品は次の構成を有する（以下、「構成 3 a」、「構成 3 b」などとい
うことがある。なお、被告製品が、構成要件 3 A～3 D、3 G を充足するこ
とには争いがない。）。

3 a 正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状の G P S 端末であって、

3 b リチウムイオンポリマー電池（バッテリ）と、

3 c G P S 端末の位置情報を測位するための測位手段と、

3 d G P S 端末の加速度を検出する加速度センサと、

3 e 保護者によって設定された稼働モードが「高頻度モード」である場合
には通常 1.5 分間隔で、「省エネモード」である場合には通常 3 分間
隔で、G P S 端末の現在位置およびバッテリの残量を示す情報をサーバ
へ送信する送信手段と、を備え、

3 f サーバへ送信される位置情報は、サーバによって、G P S 端末のみま
もり範囲を決定するために用いられ、

3 g 加速度センサを使って、静止している間は G P S 測位や現在位置の送
信を自動的に中断する、被見守り者用端末。

3 爭点

(1) 技術的範囲の属否（争点 1）

ア 被告サーバが本件発明 1 の技術的範囲に属するか（争点 1-1）

イ 被告ユーザ端末プログラムが本件発明 2 の技術的範囲に属するか（争点
1-2）

ウ 被告製品が本件発明 3 の技術的範囲に属するか（争点 1-3）

(2) 本件特許の無効の抗弁の成否（争点 2）

ア 「G P S B o T」に基づく進歩性欠如（争点 2-1）

イ 「T R A C K I M O U N I V E R S A L T R A C K E R」に基づく

進歩性欠如（争点2－2）

ウ 「法人位置情報ソリューション法人みまもり管理サービス（G P S）」

に基づく進歩性欠如（争点2－3）

エ 「みもり」に基づく進歩性欠如（争点2－4）

オ 特開2010-86425公報に基づく進歩性欠如（争点2－5）

カ 「テルトニカFM5300」に基づく新規性及び進歩性欠如（争点2－6）

キ 本件発明3の明確性要件違反（争点2－7）

(3) 原告の損害の発生及びその額（争点3）

10 4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1－1（被告サーバが本件発明1の技術的範囲に属するか）について（原告の主張）

ア 被告サーバは、少なくともG P S端末が移動している場合、（保護者により）稼働モードが「高頻度モード」に設定されたときは通常1.5分間隔で、「省エネモード」に設定されたときは通常3分間隔で、G P S端末から送信される、G P S端末の現在位置を受信する受信手段（構成1b）を備えている。

そして、上記各稼働モードは「（見守り者用端末のユーザにより設定された）前記インターバル情報」に、上記各送信の間隔は「インターバル情報に応じたインターバル」に、G P S端末は「被見守り者用端末」に相当するから、被告サーバは、「前記インターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末から送信される、前記被見守り者用端末の位置情報を受け取る手段」を有し、構成要件1Bを充足する。

また、以上によれば、被告サーバは、構成要件1A及び1Eも充足する。

イ 被告サーバは、G P S端末からの位置情報に基づいてみまもり範囲を決定する手段（構成1c）を備えている。「みまもり範囲」は「行動範囲」

に相当するから、被告サーバは、「前記被見守り者用端末からの位置情報に基づいて、行動範囲を決定する第3手段」を有し、構成要件1Cを充足する。

ウ よって、被告サーバは、本件発明1の技術的範囲に属する。

5 (被告の主張)

ア 被告製品（G P S端末）が移動していない場合、保護者用のスマートフォンのユーザである保護者が稼働モードを設定しても、G P S端末の位置情報は送信されない。したがって、被告サーバによるG P S端末の位置情報の受信は、保護者により設定された稼働モードだけでなく、G P S端末が移動しているか否か「に応じ」て決定されている。

10 また、被告製品のお知らせボタンを押すと、連続測位モードに設定され、G P S端末の位置情報が通常0.5分間隔で送信されるから、「インターバル情報」は、「見守り者用端末のユーザ」ではなく、「被見守り者用端末」のユーザにより設定されている。

15 このように、被告サーバは、「見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報」「に応じたインターバルで位置情報が被見守り者用端末から送信される、前記被見守り者用端末の位置情報を受信する手段」を備えておらず、構成要件1Bを充足しない。

20 また、以上によれば、構成要件1A「見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報」及び1E「前記インターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末から送信される」を充足しない。

イ みまもり範囲は、G P S端末の過去の行動データから自動生成される2種類のデータから、保護者が選択することで決定されるから、みまもり範囲を決定するのは保護者であり、被告サーバではない。そうすると、被告サーバは、「前記被見守り者用端末からの位置情報に基づいて、行動範囲を決定する」手段を備えておらず、構成要件1Cを充足しない。

ウ よって、被告サーバは、本件発明 1 の技術的範囲に属しない。

(2) 争点 1 – 2 (被告ユーザ端末プログラムが本件発明 2 の技術的範囲に属するか) について

(原告の主張)

ア 被告ユーザ端末プログラムは、前記(1) (原告の主張) アによれば、被告ユーザ端末プログラムは構成要件 2 A、2 C 及び 2 F を充足する。

イ 同イによれば、被告ユーザ端末プログラムは、構成要件 2 D を充足する。

ウ よって、被告ユーザ端末プログラムは、本件発明 2 の技術的範囲に属する。

(被告の主張)

ア 前記(1) (被告の主張) アによれば、被告ユーザ端末プログラムは構成要件 2 A、2 C 及び 2 F を充足しない。

イ 同イによれば、被告ユーザ端末プログラムは、構成要件 2 D を充足しない。

ウ よって、被告ユーザ端末プログラムは、本件発明 2 の技術的範囲に属しない。

(3) 争点 1 – 3 (被告製品が本件発明 3 の技術的範囲に属するか) について

(原告の主張)

ア 前記(1) (原告の主張) アによれば、被告製品は構成要件 3 E を充足する。

イ 同イによれば、被告製品は、構成要件 3 F を充足する。

ウ よって、被告製品は、本件発明 3 の技術的範囲に属する。

(被告の主張)

ア 前記(1) (被告の主張) アによれば、被告製品は構成要件 3 E を充足しない。

イ 同イによれば、被告製品は、構成要件 3 F を充足しない。

ウ よって、被告製品は、本件発明 3 の技術的範囲に属しない。

(4) 争点2－1（「G P S B o T」に基づく進歩性欠如）について
(被告の主張)

ア 乙38発明について

原告が平成29年4月に提供を開始した子ども見守りサービス「G P S
5 B o T」により本件原出願日前に公然実施された発明（以下、「乙38発明1」などといい、「乙38発明」と総称する。また、引用発明の構成について、「構成38－1a」、「構成38－1b」などということがある。）
は、次の構成を有する。

(乙38発明1)

10 38－1a 見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報
を前記見守り者用端末から受信し、被見守り者用端末に送信する第1
手段と、

15 38－1b 前記インターバル情報に応じたインターバルで前記被見守
り者用端末から送信される、前記被見守り者用端末の位置情報を受信す
る第2手段と、

38－1c 前記被見守り者用端末からの位置情報に基づいて、行動範
囲を決定する第3手段と、

20 38－1d 前記被見守り者用端末からの位置情報と、前記行動範囲と、
の位置関係に基づく通知を前記見守り者用端末に送信する第4手段と、
を備え、

38－1e 見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル
情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末の位置情報を送信し、

38－1f 前記バッテリの残量を示す情報をモニタリングシステムへ
送信する通信手段と、を備えている、

25 38－1g モニタリングシステム。

(乙38発明2)

38-2 a モニタリングシステムと通信可能な見守り者用端末を、前記見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報を前記モニタリングシステムに送信する第1手段であって、

38-2 b 前記インターバル情報は、前記モニタリングシステムから被見守り者用端末に送信され、
5

38-2 c 前記インターバル情報に応じたインターバルで、前記被見守り者用端末の位置情報が前記被見守り者用端末から前記モニタリングシステムに送信され、

38-2 d 前記モニタリングシステムによって、前記被見守り者用端末からの位置情報に基づく行動範囲が決定される、第1手段、
10

38-2 e 前記モニタリングシステムから、前記被見守り者用端末からの位置情報と、前記行動範囲と、の位置関係に基づく通知を受信する第2手段、として機能させ、

38-2 f 見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末の位置情報を送信し、
15

38-2 g 前記バッテリの残量を示す情報をモニタリングシステムへ送信する通信手段と、を備えた、

38-2 h プログラム。

(乙38発明3)

38-3 a 正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状の被見守り者用端末であって、
20

38-3 b 充電可能なバッテリと、

38-3 c 当該被見守り者用端末の位置を取得する位置取得手段と、

38-3 d 当該被見守り者用端末の加速度を検出する加速度センサと、

25 38-3 e 見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末の位置情報を送信し、

また、前記バッテリの残量を示す情報をモニタリングシステムへ送信する通信手段と、を備え、

3 8 – 3 f 前記位置情報は、前記モニタリングシステムによって、前記被見守り者用端末の行動範囲を決定するために用いられ、

3 8 – 3 g 前記加速度センサによって所定値以上の加速度が検出されない場合、前記位置取得手段は当該被見守り者用端末の位置を取得しない、または、前記通信手段は前記位置情報を送信しない、被見守り者用端末。

イ 本件各発明と乙 3 8 発明との相違点について

本件発明 1 と乙 3 8 発明 1 、本件発明 2 と乙 3 8 発明 2 、本件発明 3 と乙 3 8 発明 3 とは、以下の相違点において相違し、その余の点において一致する。

(相違点 3 8)

本件各発明では、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末の位置情報及びバッテリの残量を示す情報（以下「バッテリ残量情報」という。）がモニタリングシステムに送信されるのに対し、乙 3 8 発明では、位置情報が見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルでモニタリングシステムに送信され、また、バッテリ残量情報がモニタリングシステムに送信されるが、バッテリ残量情報の送信のタイミングが不明である点。

ウ 容易想到性について

(ア) バッテリ残量情報がモニタリングシステムに送信されるタイミングは、本件各発明の技術的意義及び課題解決原理とは無関係であり、設計事項である。

(イ) 被見守り者用端末を用いたモニタリングシステムである「T R A C

KIMO UNI VERSAL TRACKER」（後記(5)）及び「みもり」（後記(7)）において位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信されていた。

また、本件原出願日当時の文献である乙19～23、39～41において、乙20、21、23、39、40には、見守り及び被見守りという構成において、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術が記載され、その余の文献には、位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術が記載されていた。

以上によれば、本件原出願日当時、①見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術及び②位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術は周知であった。

バッテリの消費の防止等に照らし、バッテリ残量情報が位置情報と一緒に送信される構成とするのが最も自然かつ合理的であるから、乙38発明に上記の技術を組み合わせることについて動機付けがある。

エ 以上によれば、本件各発明は、当業者が乙38発明に基づいて容易に発明することができた。

(原告の主張)

ア 乙38発明の構成

乙38発明の内容は認める。

イ 本件各発明と乙38発明との相違点について
被告の主張する相違点38は認める。

ウ 容易想到性について

(ア) バッテリ残量情報がモニタリングシステムに送信されるタイミングは、設計事項とはいえない。

(イ) 「TRACKIMO UNIVERSAL TRACKER」(後記(5)) 及び「みもり」(後記(7)) において、端末の位置情報及びバッテリ残量情報を同時に送信されていたとは認められない。

乙21及び23には、そもそも位置情報とバッテリ残量情報を同時に送信することの記載はない。乙19、20及び22には、「見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで」に相当する構成の記載はない。乙39～41は技術分野が異なり、少なくとも「被見守り者用端末」に相当する構成の記載はないし、乙40が「モニタリングシステム」でないのも明らかである。

したがって、被告の主張する周知技術は認められない。

乙38発明は、継続的に位置情報の取得及び送信を行うため、バッテリの消費を抑えるという課題を有するところ、単位時間当たりの変化量が小さいバッテリ残量情報を低頻度で送信することによって、バッテリの消耗を抑えられるのは明らかであるから、乙38発明に、上記の技術を適用する動機付けはない。

(ウ) 相違点38に係る本件各発明の構成は、「見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで」位置情報及びバッテリの残量情報が送信されるというものであるから、乙38発明に、位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術を適用しても、当業者は相違点38に係る構成に想到しない。

エ 以上によれば、本件各発明は、当業者が、乙38発明に基づいて容易に発明することができたものとはいえない。

(5) 争点2-2 (「TRACKIMO UNIVERSAL TRACKER」に基づく進歩性欠如)について

25 (被告の主張)

ア 「TRACKIMO UNIVERSAL TRACKER」

Trackimo Inc. (以下「Trackimo社」という。) が平成30年7月に販売した「TRACKIMO UNIVERSAL TRACKER」(以下「TRACKIMO GPS端末」という。)により本件原出願日前に公然実施された発明(以下「乙1発明」という。)は、次の構成を有する。
5

(乙1発明)

TRACKIMO GPS端末の位置情報、速度、バッテリ残量について、ユーザ端末で確認できるモニタリングシステムである。

ユーザは、TRACKIMO GPS端末の位置情報を取得する間隔をユーザ端末で1分、5分、30分、120分、又はマニュアル(ユーザが位置情報の更新ボタンを押した時にデバイスの位置情報を更新できる。)から設定することができ、この設定により、TRACKIMO GPS端末がトラッキモシステムを通じて位置情報をユーザの端末に送信する頻度が決まる。

15 TRACKIMO GPS端末の位置情報の履歴を、任意の期間を定めてマップに表示する機能を備えている。

ユーザは、トラッキモのダッシュボードを使用して特定の範囲の場所(ジオフェンス)を設定することができ、TRACKIMO GPS端末がジオフェンスを越えると、いつTRACKIMO GPS端末が仮想フェンスであるジオフェンスを越えたかの情報が記載されたアラームメッセージをユーザの端末にメールで通知する機能を備えている。
20

TRACKIMO GPS端末の形状は、正面から見ると略正方形で角が丸い。

TRACKIMO GPS端末は充電可能なバッテリを備えている。

25 デバイス情報のホップアップは、デバイスの位置、速度情報を提供する。

TRACKIMO GPS端末の位置情報から、TRACKIMO G

PS 端末の場所、追跡時間、速度、バッテリ残量パーセンテージが分かる。

ユーザが設定した頻度で位置情報と共にバッテリ残量をユーザの端末に送信する。

5 TRACKIMO GPS 端末の加速度計が、TRACKIMO GPS 端末が静止していることを示す間は位置情報を検出しない。

TRACKIMO GPS 端末の速度を検知することができる。

イ 本件各発明と乙1発明との相違点について

本件各発明と乙1発明とは、相違点1-1において相違し、その余は一致する。

10 (相違点1-1)

本件各発明では、モニタリングシステムによって、被見守り者用端末からの位置情報に基づいて行動範囲が決定されるのに対し、乙1発明では、TRACKIMO GPS 端末の位置情報に基づいてジオフェンスが決定されていない点。

15 ウ 容易想到性について

(ア) 相違点1-1について

監視対象者の過去の位置情報の履歴に基づいて日常的に行動する安全な地理的範囲（「行動範囲」）を決定する技術は、周知であり、かつ、本件原出願日前の文献である乙5～9にも記載されていたところ、乙1発明に当該周知技術又は乙5～9の記載事項を適用することについて動機付けがあり、阻害要因がないから、当業者は、相違点1-1に係る構成を容易に想到し得た。

(イ) 相違点1-2について

25 仮に、原告が主張する相違点1-2が認められるとしても、前記(4)（被告の主張）ウで主張するとおり、バッテリ残量情報がモニタリング

システムに送信されるタイミングは設計事項であるし、端末の位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術は周知ないし公知であつたところ、バッテリ残量情報が位置情報と同時に送信されるのがバッテリの消費の防止等に照らして最も自然かつ合理的であることから、乙1発明に当該技術を適用する動機付けがある。したがって、当業者は、乙1発明に当該技術を適用することで、相違点1-2に係る構成を容易に想到し得た。

5 (ウ) 相違点1-3について

仮に、原告が主張する相違点1-3が認められるとしても、ユーザ端末がアラームメッセージのメールを受信するのが最も自然かつ合理的であるから、当業者は、当該相違点に係る構成を容易に想到し得た。

10 (エ) 相違点1-4について

仮に、原告が主張する相違点1-4が認められるとしても、携帯機器を用いた見守りシステムにおいて「加速度センサ」を被見守り携帯機器に搭載して、「所定値以上の加速度が検出されない場合、位置取得手段は当該被見守り者用端末の位置を取得しない、又は、通信手段は位置情報送信しない」という技術は周知であり、また、「所定値以上の加速度が検出されない場合、位置取得手段は被見守り者用端末の位置を取得しない」という技術は、本件原出願目前の文献である乙10、11に、「所定値以上の加速度が検出されない場合、通信手段は位置情報を送信しない」という技術は、乙9に記載されていたところ、乙1発明に当該周知技術又は乙9～11の記載事項を適用することについて動機付けがあり、阻害要因はないから、当業者は当該相違点に係る構成を容易に想到し得た。

20 エ 以上によれば、本件各発明は、当業者が乙1発明に基づき容易に発明することができたから、進歩性を欠く。

(原告の主張)

ア 乙1発明について

乙1発明の構成のうち、「T R A C K I M O G P S 端末がジオフェンスを越えると、いつT R A C K I M O G P S 端末が仮想フェンスであるジオフェンスを越えたかの情報が記載されたアラームメッセージをユーザの端末にメールで通知する機能を備えている。」のうち「ユーザの端末に」の部分、「ユーザが設定した頻度で位置情報と共にバッテリ残量をユーザの端末に送信する。」及び「T R A C K I M O G P S 端末の加速度計が、T R A C K I M O G P S 端末が静止していることを示す間は位置情報を検出しない。」は否認し、その余は認める。

イ 本件各発明と乙1発明との相違点について

本件発明1・2と乙1発明とは、相違点1-1に加え、相違点1-2、1-3において、本件発明3と乙1発明とは、相違点1-1に加え、相違点1-2、1-4において相違し、その余は一致する。

15 (相違点1-2)

本件各発明では、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末のバッテリ残量情報がモニタリングシステムへ送信されるのに対し、乙1発明はどのようなインターバルでバッテリ残量情報がモニタリングシステムへ送信されるかが不明である点。

20 (相違点1-3)

本件発明1は、インターバル情報の受信元及び被見守り者用端末からの位置情報と行動範囲との位置関係に基づく通知の送信先がいずれも見守り者用端末であるのに対し、乙1発明はこの点が不明である点。

25 本件発明2は、モニタリングシステムから、被見守り者用端末からの位置情報と行動範囲との位置関係に基づく通知を受信するのに対し、乙1

発明は、そのような通知を受信しない点。

(相違点 1－4)

本件発明 3 は、被見守り者用端末の加速度を検出する加速度センサを備え、前記加速度センサによって所定値以上の加速度が検出されない場合、
5 位置取得手段は被見守り者用端末の位置を取得しない、又は、通信手段は位置情報を送信しないのに対し、乙 1 発明はこのような構成を有しない点。

ウ 容易想到性について

(ア) 相違点 1－1 について

周知技術と認められるのは、監視対象者の過去の位置情報の履歴に基づいて日常的に行動する範囲を決定するという限度であるところ、乙 1 発明に当該周知技術又は乙 5～9 の記載事項を適用することについて動機付けはなく、阻害要因があるから、当業者が相違点 1－1 に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

(イ) 相違点 1－2 について

前記(4) (原告の主張) ウで主張するとおり、端末の位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術が周知であったとはいえないこと、乙 1 発明に当該技術を適用する動機付けがないこと、乙 1 発明に、位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術を適用しても、相違点 1－2 に係る構成に想到しないことからすれば、当業者が、乙 1 発明に当該技術を適用することで当該相違点に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

(ウ) 相違点 1－3 について

当業者が相違点 1－3 に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

(エ) 相違点 1－4 について

「所定値以上の加速度が検出されない場合、位置取得手段は当該被見

守り者用端末の位置を取得しない、又は、通信手段は位置情報を送信しない」という技術が周知であったとはいえないから、当業者が、乙1発明に当該技術を適用することで、相違点1-4に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

5 エ 以上によれば、本件各発明は乙1発明に基づき当業者が容易に発明できるものではないから、進歩性を欠くものではない。

(6) 争点2-3（「法人位置情報ソリューション法人みまもり管理サービス（G P S）」に基づく進歩性欠如）について
(被告の主張)

10 ア 「法人位置情報ソリューション法人みまもり管理サービス（G P S）」
ソフトバンク株式会社が販売した「法人位置情報ソリューション法人みまもり管理サービス（G P S）」により本件原出願日前に公然実施された発明（以下「乙2発明」という。）は、次の構成を有する。

(乙2発明)

15 乙2発明は、みまもりG P S端末の位置検索ができるサービスであり、管理者が専用ウェブサイトから遠隔操作で対応端末の状況確認、各種設定をすることができ、みまもりG P S端末から送られてくる位置情報を地図表示することができる。

20 乙2発明のみまもりG P S端末の形状は、以下のとおり、概略正方形の角を丸めた形状である。

乙2発明は、G P S端末の位置情報を地図上に表示する。

乙2発明は、G P S端末の位置情報を取得する測位間隔を分単位で設定する機能がある。

25 乙2発明は、管理者が任意の範囲のエリアを特定することができる。また、乙2発明は、G P S端末が設定したエリアに入ったり出たりしたときに、管理者に通知が送信される機能を有している。

乙2発明は、位置測位データを地図上に表示したり、データ表示エリアで測位情報を閲覧することができる。乙2発明は、測位情報と共にG P Sの電池残量の情報も取得し、管理者に送信する機能を備えている。

乙2発明は、G P S端末が辿った経路がルートとして記録され、地図上に表示される機能を備えている。

5

イ 本件各発明と乙2発明との相違点について

本件発明1・2と乙2発明とは相違点2-1において、本件発明3と乙2発明とは相違点2-1、2-2において相違し、その余は一致する。

(相違点2-1)

10

本件各発明では、モニタリングシステムによって、被見守り者用端末からの位置情報に基づいて行動範囲が決定されるのに対し、乙2発明では、みまもりG P S端末の位置情報に基づいて「エリア」が決定されていない点。

(相違点2-2)

15

本件発明3は、被見守り者用端末の加速度を検出する加速度センサを備え、前記加速度センサによって所定値以上の加速度が検出されない場合、位置取得手段は被見守り者用端末の位置を取得しない、又は、通信手段は位置情報を送信しないのに対し、乙2発明はこのような構成を有しない点。

20

ウ 容易想到性について

(ア) 相違点2-1について

乙2発明に、前記(5)（被告の主張）ウ(ア)で主張する周知技術又は乙5～9の記載事項を適用することについて動機付けがあり、阻害要因がないから、当業者は、相違点2-1に係る構成を容易に想到し得た。

25

(イ) 相違点2-2について

乙2発明に、前記(5)（被告の主張）ウ(イ)で主張する周知技術又は乙

9～11の記載事項を適用することについて動機付けがあり、阻害要因はないから、当業者は相違点2-2に係る構成を容易に想到し得た。

(ウ) 相違点2-3について

仮に、原告が主張する相違点2-3が認められるとしても、前記(4)(被告の主張)ウで主張するとおり、バッテリ残量情報がモニタリングシステムに送信されるタイミングは設計事項であるし、端末の位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術は周知ないし公知であったところ、バッテリ残量情報が位置情報と同時に送信されるのがバッテリの消費の防止等に照らして最も自然かつ合理的であることから、乙2発明に当該技術を適用する動機付けがある。したがって、当業者は、乙2発明に当該技術を適用することで、相違点2-3に係る構成を容易に想到し得た。

(エ) 相違点2-4について

仮に、原告が主張する相違点2-4が認められるとしても、測位するごとに位置情報を送信することが自然かつ合理的であるから、当業者は当該相違点に係る構成を容易に想到し得た。

(オ) 相違点2-5について

仮に、原告が主張する相違点2-5が認められるとしても、ユーザの端末がメールを受領することが最も自然かつ合理的であるから、当業者はこれらの相違点に係る構成を容易に想到し得た。

(カ) 相違点2-6について

仮に、原告が主張する相違点2-6が認められるとしても、乙2発明のみまよりG P S端末の形状を概略正方形とすることは設計事項であるから、当業者は当該相違点に係る構成を容易に想到し得た。

エ 以上によれば、本件各発明は、当業者が乙2発明に基づき容易に発明することができたから、進歩性を欠く。

(原告の主張)

ア 乙2発明について

乙2発明の構成のうち、「乙2発明は、G P S端末の位置情報を取得する測位間隔を分単位で設定する機能がある。」、「乙2発明のみまもりG P S端末の形状は、概略正方形の角を丸めた形状である。」、「乙2発明は、G P S端末が設定したエリアに入ったり出たりしたときに、管理者に通知が送信される機能を有している。」のうち「管理者に」の部分及び「乙2発明は、測位情報と共にG P Sの電池残量の情報も取得し、管理者に送信する機能を備えている。」は否認し、その余は認める。

10 イ 本件各発明と乙2発明との相違点について

本件発明1・2と乙2発明とは、相違点2-1に加え、相違点2-3～2-5において、本件発明3と乙2発明とは、相違点2-1、2-2に加え、相違点2-3、2-6において相違し、その余は一致する。

(相違点2-3)

15 本件発明1では、見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報に応じたインターバルで被見守り者用端末から送信される、被見守り者用端末のバッテリ残量情報を受信するのに対し、乙2発明は、どのようなインターバルでバッテリ残量情報を受信するかが不明である点。

20 本件発明2では、見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末のバッテリ残量情報が被見守り者用端末からモニタリングシステムに送信されるのに対し、乙2発明は、どのようなインターバルでバッテリ残量情報が送信されるかが不明である点。

25 本件発明3は、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末の位置情報及びバッテリ残量情報をモニタリングシステムへ送信するのに対し、乙2発明は

どのようなインターバルで位置情報及びバッテリ残量情報を送信するかが不明である点。

(相違点 2－4)

5 本件発明 1・2 では、見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報が見守り者用端末からモニタリングシステムに送信され、さらに被見守り者用端末に送信され、インターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末の位置情報がモニタリングシステムに送信されるのに対し、乙 2 発明には「インターバル情報」に相当する構成がない点。

10 (相違点 2－5)

本件発明 1 は、インターバル情報の受信元及び被見守り者用端末からの位置情報と行動範囲との位置関係に基づく通知の送信先がいずれも見守り者用端末であるのに対し、乙 2 発明はこの点が不明である点。

15 本件発明 2 は、インターバル情報の送信及び被見守り者用端末からの位置情報と行動範囲との位置関係に基づく通知の受信を行うのがいずれも見守り者用端末であるのに対し、乙 2 発明はこの点が不明である点。

(相違点 2－6)

20 本件発明 3 の被見守り者用端末は、正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状であるのに対し、乙 2 発明のみまもり G P S 端末は、正面から見ると概略長方形の角を丸めた形状である点。

ウ 容易想到性について

(ア) 相違点 2－1 について

25 乙 2 発明に、前記(5) (原告の主張) ウ(ア)で主張する周知技術又は乙 5～9 の記載事項を適用することについて動機付けがなく、阻害要因があるから、当業者が相違点 2－1 に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

(イ) 相違点 2-2 について

前記(5) (原告の主張) ウ(イ)で主張するとおり、「所定値以上の加速度が検出されない場合、前記位置取得手段は当該被見守り者用端末の位置を取得しない、または、前記通信手段は前記位置情報を送信しない」という技術が周知であったとはいえないから、当業者が、乙2発明に当該技術を適用することで相違点 2-2 に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

5

(ウ) 相違点 2-3 について

前記(4) (原告の主張) ウで主張するとおり、端末の位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術が周知であったとはいえないこと、乙2発明に当該技術を適用する動機付けはないと、乙2発明に、位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術を適用しても、当業者は相違点 2-3 に係る構成に想到しないことからすれば、当業者が乙2発明に当該技術を適用することで相違点 2-3 に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

10

15

(エ) 相違点 2-4～2-6 について

当業者がこれらの相違点に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

エ 以上によれば、本件各発明は乙2発明に基づき当業者が容易に発明できるものではないから、進歩性を欠くものではない。

20

(7) 争点 2-4 (「みもり」に基づく進歩性欠如) について

(被告の主張)

ア 乙3発明について

ドリームエリア株式会社が遅くとも平成30年8月までに販売を開始した「みもり」により本件原出願日前に公然実施された発明（以下「乙3発明」という。）は、次の構成を有する。

25

(乙3発明)

子どもには「みもり」を持たせ、保護者は専用のスマホアプリをインストールして子どもを見守る。

子どもが持つ「みもり」の現在地更新間隔は、エコモード（3～5分）、更新間隔優先モード（1.5～2分）があり、保護者が設定することができる。
5

「みもり」を保持した子どもの行動履歴を1か月保存し、保護者はアプリから過去1か月の行動履歴を確認することができる。

保護者はアプリケーションを用いて、子どもの活動範囲を指定することができる。

10 「みもり」を保持した子どもが活動範囲から外に出ると、保護者の端末に通知が届く。

保護者は、スマホアプリの「通知エリアの設定」を押し、学校の範囲指定をすると、子どもが学校に到着した際に保護者のスマホにメッセージが通知される。

15 子どもが保持する端末「みもり」は、正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状である。

みもりは、GPS及びWi-Fiアクセスポイントを利用して位置情報を取得している。

20 みもりは、端末に動きがない場合は自動的に電源が切れる仕組みであるから、加速度センサを備えている。

保護者用アプリと子どもが保持する端末「みもり」は、クラウド上のサーバを介して情報の送受信を行っている。

みもりの電池残量は、1%刻みで保護者の端末で確認できることから、みもりは、所定の間隔で、バッテリ残量情報をシステムに送っている。

25 イ 本件各発明と乙3発明との相違点について

本件各発明と乙3発明とは、相違点3-1において相違し、その余は一

致する。

(相違点 3－1)

本件各発明では、モニタリングシステムによって、被見守り者用端末からの位置情報に基づいて行動範囲が決定されるのに対し、乙3発明では、
5 みより G P S 端末の位置情報に基づいて通知エリアや活動範囲が決定され
ていない点。

ウ 容易想到性について

(ア) 相違点 3－1 について

乙3発明に、前記(5) (被告の主張) ウ(ア)で主張する周知技術又は乙
10 5～9の記載事項を適用することについて動機付けがあり、阻害要因が
ないから、当業者は、相違点 3－1 に係る構成を容易に想到し得た。

(イ) 相違点 3－2 について

仮に、原告が主張する相違点 3－2 が認められるとしても、前記(4)
15 (被告の主張) ウで主張するとおり、バッテリ残量情報がモニタリング
システムに送信されるタイミングは設計事項であるし、端末の位置情報
及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術は周知ないし公知であつ
たところ、バッテリ残量情報が位置情報と同時に送信されるのがバッテ
リの消費の防止等に照らして最も自然かつ合理的であることから、乙3
20 発明に当該技術を適用する動機付けがある。したがって、当業者は、乙
3 発明に当該技術を適用することで、相違点 3－2 に係る構成を容易に
想到し得た。

(ウ) 相違点 3－3 について

仮に、原告が主張する相違点 3－3 が認められるとしても、乙3発明
25 に、前記(5) (被告の主張) ウ(エ)で主張する周知技術又は乙 9～11 の
記載事項を適用することについて動機付けがあり、阻害要因がないから、
当業者は相違点 3－3 に係る構成を容易に想到し得た。

エ 以上によれば、本件各発明は、当業者が乙3発明に基づき容易に発明することができたから、進歩性を欠く。

(原告の主張)

ア 乙3発明について

5 乙3発明の構成のうち、「みもりは、端末に動きがない場合は自動的に電源が切れる仕組みであるから、加速度センサを備えている。」、「みもりは、所定の間隔で、バッテリ残量情報をシステムに送っている。」は否認し、その余は認める。

イ 本件各発明と乙3発明との相違点について

10 本件発明1・2と乙3発明とは、相違点3-1に加え、相違点3-2において、本件発明3と乙3発明とは、相違点3-1に加え、相違点3-2、3-3において相違し、その余は一致する。

(相違点3-2)

15 本件発明1では、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで被見守り者用端末から送信される、被見守り者用端末のバッテリ残量情報を受信するのに対し、乙3発明は、どのようなインターバルでバッテリ残量情報を受信するかが不明である点。

20 本件発明2では、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末のバッテリ残量情報が被見守り者用端末からモニタリングシステムに送信されるのに対し、乙3発明は、どのようなインターバルでバッテリ残量情報が送信されるかが不明である点。

25 本件発明3は、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末のバッテリ残量情報をモニタリングシステムへ送信するのに対し、乙3発明は、どのような

インターバルでバッテリ残量情報を送信するかが不明である点。

(相違点 3－3)

本件発明 3 は、被見守り者用端末の加速度を検出する加速度センサを備え、加速度センサによって所定値以上の加速度が検出されない場合、位置取得手段は被見守り者用端末の位置を取得しない、又は、通信手段は位置情報を送信しないのに対し、乙 3 発明はこのような構成を有しない点。

ウ 容易想到性について

(ア) 相違点 3－1 について

乙 3 発明に、前記(5) (原告の主張) ウ(ア)で主張する周知技術又は乙 5～9 の記載事項を適用することについて動機付けがなく、阻害要因があるから、当業者が相違点 3－1 に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

(イ) 相違点 3－2 について

前記(4) (原告の主張) ウで主張するとおり、端末の位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術が周知であったとはいえないこと、乙 3 発明に当該技術を適用する動機付けはないと、乙 3 発明に、位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術を適用しても、当業者は相違点 3－2 に係る構成に想到しないことからすれば、当業者が乙 3 発明に当該技術を適用することで当該相違点に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

(ウ) 相違点 3－3 について

前記(4) (原告の主張) ウ(イ)で主張するとおり、「所定値以上の加速度が検出されない場合、位置取得手段は被見守り者用端末の位置を取得しない、又は、通信手段は位置情報を送信しない」という技術が周知であったとはいえないから、当業者が、乙 3 発明に当該技術を適用すること

で、相違点 3-3 に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

エ 以上によれば、本件各発明は乙 3 発明に基づき当業者が容易に発明できるものではないから、進歩性を欠くものではない。

(8) 争点 2-5 (特開 2010-86425 公報に基づく進歩性欠如) について

5

(被告の主張)

ア 乙 4 発明について

本件原出願日前に公開された特開 2010-86425 公報 (乙 4) には、以下の構成を有する発明 (以下「乙 4 発明」という。) が記載されている。

10

(乙 4 発明)

乙 4 発明は、特定のエリアへの出入り情報通知システムであり、情報利用者端末から、判定対象エリア、判定対象時間、及び判定対象情報端末を設定することができる。そして、これらの設定情報をシステムサーバーに送信して当該システムサーバーに格納し、該システムサーバーに送信された前記判定対象時間内では前記判定対象情報端末から送られた位置情報と前記システムサーバー内に格納された前記判定対象エリアを比較して前記判定対象者の所持する前記情報端末の位置情報が前記判定対象エリアの内外かを判定し、その判定結果を前記情報利用者が指定する端末に送信することで通知を行う。

15

20

乙 4 発明は、判定対象者の所持する情報端末 40 と、その情報端末 40 から位置情報をを利用して判定対象者の退出を通知するシステムサーバー 10 と、情報利用者が各種設定を行うためのパーソナルコンピューター 20 と、情報利用者が判定した結果を受け付けるための携帯端末 30 と、これらの通信機器の信号伝送路となる例えばインターネットなどの通信網 50 と、判定対象者の所持する情報端末 40 に測位データを提供する

25

G P S衛星群60から構成されている。

情報利用者は、パーソナルコンピューター20で判定情報を設定し、判定結果を受け取るのは携帯端末30としているが、1つの携帯端末で判定情報を設定し且つ判定結果を受け取るようになることもできる。

乙4発明は「判定対象者の所持する情報端末の位置情報をを利用して、システムサーバーを用いて情報利用者が設定したエリアへの前記判定対象者の進入及び該エリアからの前記判定対象者の退出を通知するエリア出入り情報通知システムであって、判定対象エリア、判定対象時間、及び判定対象情報端末を設定する情報利用者端末から、これらの設定情報をシステムサーバーに送信」する。

「前記判定対象時間は、開始時間、終了時間、判定間隔を設定」するともできる。よって、乙4発明は、情報利用者端末の利用者が判定対象者の情報端末の位置情報を通知する判定間隔を含む設定情報を設定し、システムサーバーに送信する。

乙4発明は、「先に設定されていた設定情報を判定対象者の情報端末40に対して送信する（S4）」と記載されているため、設定情報は判定対象者の情報端末に送信される。

「例えばG P S情報を判定時間内の設定された間隔で出力するようなアプリーションソフトウェアが自動的にシステムサーバー10からダウンロードされ、判定対象者の情報端末40自体は判定時間内では設定された間隔でG P S情報を出力させる状態になる。」と記載されており、また、図3において、位置情報等は判定対象情報端末からシステムに送信されている。よって、乙4発明では、判定対象情報端末の位置情報は、設定された間隔で位置情報をシステムに送信し、システムは同情報を受信する。

乙4発明では、「【請求項1】判定対象者の所持する情報端末の位置情報

を利用して、システムサーバーを用いて情報利用者が設定したエリアへの前記判定対象者の進入及び該エリアからの前記判定対象者の退出を通知する」と記載されているため、判定対象者の所持する情報端末の位置情報をを利用して、情報利用者が設定したエリアに前記判定対象者が進入したこと及び前記判定対象者が退出したことが判定され、その判定結果は前記情報利用者が指定する端末に送信することで通知される。
5

乙4発明では、判定対象エリア（エリア）の設定は、電子地図上から所定の形状の図形でそのエリアを選択する方法や情報利用者が自分の現在位置から所定の半径以内のエリアを選択する方法がある。

10 イ 本件各発明と乙4発明との相違点について

本件発明1・2と乙4発明とは、相違点4-1、4-2において、本件発明3と乙4発明とは、相違点4-1～4-4において相違し、その余は一致する。

(相違点4-1)

15 本件各発明では、モニタリングシステムによって、被見守り者用端末からの位置情報に基づいて、被見守り者用端末の行動範囲が決定されるのに対し、乙4発明では、判定対象情報端末の位置情報に基づいて判定対象エリアが決定されていない点。

(相違点4-2)

20 本件発明1は、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで被見守り者用端末から送信される、被見守り者用端末のバッテリ残量情報を受信し、バッテリの残量に関する情報を見守り者用端末に送信するのに対し、乙4発明は、バッテリ残量情報を受信するか及びバッテリの残量に関する情報を送信するかが不明である点。
25

本件発明 2 では、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末のバッテリ残量情報が被見守り者用端末からモニタリングシステムに送信され、モニタリングシステムからバッテリ残量に関する情報を受信するのに対し、乙 4 発明は、バッテリ残量情報が送信されるか及びモニタリングシステムからバッテリの残量に関する情報を受信するかが不明である点。

本件発明 3 は、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、バッテリ残量情報がモニタリングシステムに送信されるのに対し、乙 4 発明はこのような構成を有しない点。

(相違点 4－3)

本件発明 3 は、被見守り者用端末の加速度を検出する加速度センサを備え、加速度センサによって所定値以上の加速度が検出されない場合、位置取得手段は被見守り者用端末の位置を取得しない、又は、通信手段は位置情報を送信しないのに対し、乙 4 発明はこのような構成を有しない点。

(相違点 4－4)

本件発明 3 は、「正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状の被見守り者用端末」であるのに対し、乙 4 発明の判定対象情報端末の形状が開示されていない点。

ウ 容易想到性について

(ア) 相違点 4－1 について

乙 4 発明に、前記(5)（被告の主張）ウ(ア)で主張する周知技術又は乙 5～9 の記載事項を適用することについて動機付けがあり、阻害要因がないから、当業者は、相違点 4－1 に係る構成を容易に想到し得た。

(イ) 相違点 4－2 について

前記(4)（被告の主張）ウで主張するとおり、バッテリ残量情報がモニ

タリングシステムに送信されるタイミングは設計事項であるし、端末の位置情報及びバッテリ残量情報が同時に送信される技術は周知ないし公知であったところ、バッテリ残量情報が位置情報と同時に送信されるのがバッテリの消費の防止等に照らして最も自然かつ合理的であることから、乙4発明に当該技術を適用する動機付けがある。したがって、当業者は、乙4発明に当該技術を適用することで、相違点4-2に係る構成を容易に想到し得た。

5 (ウ) 相違点4-3について

乙4発明に、前記(5)（被告の主張）ウ(イ)で主張する周知技術又は乙9～11の記載事項を適用することについて動機付けがあり、阻害要因がないから、当業者は相違点4-3に係る構成を容易に想到し得た。

10 (エ) 相違点4-4、4-4'について

乙4発明の判定対象情報端末の形状を「正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状の被見守り者用端末」とすることについて技術的意義はないから、当業者は相違点4-4に係る構成を容易に想到し得た。

15 仮に、相違点4-4ではなく原告が主張する相違点4-4'が認められたとしても、スマートフォン又は携帯電話の形状は設計事項であるから、当業者は相違点4-4'に係る構成を容易に想到し得た。

エ 以上によれば、本件各発明は乙4発明に基づき当業者が容易に発明できるものであるから、進歩性を欠く。

20 (原告の主張)

ア 乙4発明について

25 乙4発明の構成のうち、「情報利用者端末の利用者が判定対象者の情報端末の位置情報を通知する判定間隔」、「乙4発明では、判定対象情報端末の位置情報は、設定された間隔で位置情報をシステムに送信し、システムは同情報を受信する。」のうち「設定された間隔で」の部分は否認し、

その余は認める。

イ 本件各発明と乙4発明との相違点について

本件発明1・2と乙4発明とは、相違点4-1、4-2に加えて、以下の相違点4-5において、本件発明3と乙4発明とは、相違点4-1～4-3に加え、以下の相違点4-4¹において相違し（被告が主張する相違点4-4は誤りである。）、その余は一致する。

（相違点4-4¹）

本件発明3は、「正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状の被見守り者用端末」であるのに対し、乙4発明の判定対象情報端末がスマートフォン又は携帯電話であり、正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状ではない点。

（相違点4-5）

本件発明1・2は、見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報が見守り者用端末からモニタリングシステムに送信され、さらに被見守り者用端末に送信され、インターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末の位置情報がモニタリングシステムに送信されるのに対し、乙4発明には「インターバル情報」に相当する構成がない点。

ウ 容易想到性について

（ア） 相違点4-1について

乙4発明に、前記(5)（原告の主張）ウ(ア)で主張する周知技術又は乙5～9の記載事項を適用することについて動機付けはなく、阻害要因があるから、当業者が相違点4-1に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

（イ） 相違点4-2について

前記(4)（原告の主張）ウで主張するとおり、端末の位置情報及びバッ

テリ残量情報が同時に送信される技術が周知であったとはいえないこと、乙4発明に当該技術を適用する動機付けはないと、乙4発明に、位置情報とバッテリ残量情報を同時に送信する技術を適用しても、当業者は相違点4-2に係る構成に想到しないことからすれば、当業者が乙4発明に当該技術を適用することで相違点4-2に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

5 (ウ) 相違点4-3について

前記(5)（原告の主張）ウ(イ)で主張するとおり、「所定値以上の加速度が検出されない場合、位置取得手段は被見守り者用端末の位置を取得しない、又は、通信手段は位置情報を送信しない」という技術が周知であったとはいえないから、当業者が、乙4発明に当該技術を適用することで、相違点4-3に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

10 (エ) 相違点4-4'について

当業者が相違点4-4'に係る構成を容易に想到し得たとはいえない。

15 エ 以上によれば、本件各発明は乙4発明に基づき当業者が容易に発明できるものではないから、進歩性を欠くものではない。

(9) 争点2-6（「テルトニカFM5300」に基づく新規性及び進歩性欠如）について

20 (被告の主張)

ア 乙17発明について

テルトニカネットワーク社が平成23年11月に販売した「テルトニカFM5300」により本件原出願日前に公然実施された発明（以下「乙17発明」という。）は、次の構成を有する。

(乙17発明)

25 テルトニカFM5300 Configuratorプログラムを用いて、テルトニカGPS端末の位置情報をサーバに送信するインターバル

を設定することができる。

テルトニカ G P S 端末の位置情報、バッテリ残量について、FM5300 Configurator プログラムをインストールしたユーザ端末で確認できるモニタリングシステムである。

テルトニカ FM5300 Configurator プログラムは主となる 5 つのエリアに分かれ、その一つに Configurable parameters and values menu があり、さらにその configurable parameters のメインとなるパラメータの分野の 1 つに出入情報 (I/O) があり、さらにその出入情報 (I/O) のリストに含まれる情報にバッテリ電圧、バッテリ電流、G P S に関する情報がある。

テルトニカ G P S 端末の位置情報に基づいて特定の範囲の場所 (ジオフェンス) が設定され、テルトニカ G P S 端末がジオフェンスを越えると、メッセージが送信される機能を備えている。

テルトニカ G P S 端末の形状は、正面から見ると略方形で角が丸い。

テルトニカ G P S 端末は充電可能なバッテリを備えている。

テルトニカ G P S 端末の現在位置の情報、位置情報の履歴の情報を取得できる。

テルトニカ G P S 端末は加速度センサーを備えている。

ユーザが設定した頻度で位置情報と共にバッテリ残量をサーバに送信する。

テルトニカ G P S 端末の加速度センサが、テルトニカ G P S 端末が静止していることを示す間は位置情報を検出しない。

イ 本件各発明と乙 17 発明との相違点について

乙 17 発明の「ユーザ」は本件各発明の「見守り者用端末のユーザ」に、乙 17 発明の「テルトニカ G P S 端末の位置情報を取得する間隔の情報」

は本件各発明の「インターバル情報」に、乙17発明の「テルトニカG P S端末」は本件各発明の「被見守り者用端末」に、乙17発明の「ジオフェンス」は本件各発明の「行動範囲」に相当するから、本件各発明と乙17発明との間に相違点はない。

5 ウ 容易想到性について

仮に、原告が主張する相違点17-1～17-3が認められるとしても、当該相違点に係る構成は、技術的意義を有しないか、設計事項であるから、当業者が容易に想到し得た。

エ 以上によれば、本件各発明は新規性を欠き、仮に新規性が認められるとしても、乙17発明に基づき当業者が容易に発明することができるものであるから、進歩性を欠く。

(原告の主張)

ア 乙17発明について

乙17発明の「テルトニカFM5300 Configuratorプログラムを用いて、テルトニカG P S端末の位置情報をサーバに送信するインターバルを設定することができる。」との構成については、「テルトニカFM5300 Configuratorプログラムを用いて、車両等に据え置き設置され、車両等を監視するテルトニカG P S端末の位置情報をサーバに送信するインターバルを、サーバを介すことなく、U S Bケーブルを介してユーザ端末から設定することができる。」と訂正すべきであり、その余の構成は認める。

イ 本件各発明と乙17発明との相違点について

本件発明1・2と乙17発明とは、相違点17-1及び17-2において、本件発明3と乙17発明とは、相違点17-1及び17-3において相違し、その余は一致する。

(相違点17-1)

乙17発明は、本件各発明における見守られる人が携帯する端末である
「被見守り者用端末」に相当するものがない点。

(相違点17-2)

5 本件発明1・2は、「見守り者用端末」が、インターバル情報をモニタ
リングシステムに送信し、かつ、被見守り者用端末からの位置情報と行
動範囲との位置関係に基づく通知及びバッテリ残量に関する情報をモニ
タリングシステムから受信するのに対し、乙17発明は、そのような
「見守り者用端末」に相当する構成を有しない点。

(相違点17-3)

10 正面から見た形状が、本件発明3は概略正方形であるのに対し、乙17
発明は概略長方形である点。

ウ 容易想到性について

いずれの相違点に係る構成についても、当業者が容易に想到し得たもの
ではない。

15 エ したがって、本件各発明は乙17発明に基づき新規性を欠くものではなく
く、また、乙17発明に基づき当業者が容易に発明できるものではないか
ら、進歩性を欠くものでもない。

(10) 争点2-7（本件発明3の明確性要件違反）について

(被告の主張)

20 本件発明3は、どのような形が「概略正方形」に当たるかを第三者が判断
することができず、不測の不利益を生じさせるものであるから、明確性要件
に違反する。

(原告の主張)

争う。

(11) 争点3（原告の損害の発生及びその額）について

(原告の主張)

原告は、前提事実(5)の被告の行為により、少なくとも1億円の損害を被つた（特許法102条2項又は3項）。

（被告の主張）

否認し争う。

5 第3 当裁判所の判断

1 本件明細書の記載

(1) 本件明細書には、次の記載がある（図面は別紙本件図面目録のとおりである。）。

ア 技術分野

10 【0001】本発明は、例えば、子供や徘徊老人を見守るために好適な見守り機能を備えたモニタリングシステム、モニタリング方法、およびプログラムに関する。

イ 背景技術

15 【0002】子供が小学生になり、1人で行動することが多くなった場合、保護者の最大の関心事は子供の安全の確保である。また、徘徊癖のある老人の家族や介護施設等にとっても、最大の関心事はやはり、老人の安全の確保である。

20 【0003】このため、子供や徘徊老人のように見守られる対象者（以下、「被見守り者」とも称する）の居場所を、保護者や、家族あるいは介護施設のスタッフ等の見守り者が、リアルタイムで把握するためのモニタリングシステムが実用化されている（・・・）。

ウ 発明が解決しようとする課題

25 【0005】この種のモニタリングシステムを使用することによって、見守り者は、被見守り者の居場所をリアルタイムで把握できるのみならず、居場所を時系列的に追跡することによって、移動履歴を把握するともできる。

【0006】これによって、例えば、保護者は、子供が、正しい通学路に沿って移動しているか、あるいは、いつもの公園で遊んでいるかといった、普段の行動範囲内、すなわち生活圏内にいることを把握したり、逆に、普段の行動範囲を超えて、すなわち生活圏から逸脱していることを把握することもできる。

【0007】しかしながら、見守り者は、被見守り者の居場所を常時観察できるとは限らない。このため、被見守り者が生活圏から逸脱しても、常に直ちにそれを把握できるとは限らず、相当の時間を経過した後に気が付くという恐れもある。あるいは、見守り者が、被見守り者の居場所を常時観察している場合であっても、見守り者が、被見守り者の生活圏を把握していなければ、被見守り者が生活圏から逸脱していることに気が付かないという恐れもある。

【0008】本発明はこのような事情に鑑みてなされたものであり、被見守り者のための生活圏を決定するとともに、被見守り者と生活圏との位置関係を見守り者に通知することが可能なモニタリングシステム、モニタリング方法、およびプログラムを提供することを目的とする。

エ 発明の効果

【0019】本発明のモニタリングシステム、モニタリング方法、およびプログラムによれば、以上のような手段を講じることにより、被見守り者のための生活圏を決定することが可能となる。さらには、被見守り者が生活圏から逸脱した場合、それを検知し、見守り者に通知することも可能となる。

オ 発明を実施するための形態

【0021】図1は、本発明の実施形態に係るモニタリング方法が適用されたモニタリングシステムの概念を説明するための概念図である。

【0022】モニタリングシステム10は、被見守り者（例えば、子供

や老人等のように見守られる対象者) が携帯する端末 100 (以下、「ユーザ端末 100」と称する) からアップロードされる情報に基づいて、ユーザ端末 100 の位置を把握し、ユーザ端末 100 の位置の履歴に基づいて被見守り者の生活圏を決定し、ユーザ端末 100 の現在の位置と、
5 生活圏との位置関係を、見守り者 (例えば、被見守り者の保護者や監督者。以降、「保護者」とも称する) の端末 200 (以下、「保護者端末 200」と称する) へ通知する。

【0030】ユーザ登録後、ユーザ端末 100 は、加速度センサ 150 が所定値以上の加速度を検出した場合、つまり、ユーザ端末 100 に動きがあった場合にアウェイクし、GPS 機能 130 によって、例えばデフォルトで設定された 1.5 分毎のようなインターバルで GPS 情報を取得する。・・・

【0031】ユーザ端末 100 はさらに、取得した GPS 情報を、ユーザ端末 100 の識別番号 a とともに、送受信機能 120 を使ってモニタリングシステム 10 へアップロードする。なお、この時、送受信機能 120 は、バッテリ 160 からバッテリ 残量情報を取得し、さらにバッテリ 残量情報を加えて、モニタリングシステム 10 へアップロードするこ
15 ともできる。

【0038】一方、ユーザ端末 100 は、加速度センサ 150 によって所定値以上の加速度が検出されない限り、つまり、ユーザ端末 100 に動きがない限り、GPS 情報の取得も、Wi-Fi ルータからの電波の受信も、基地局 60 からの電波の受信も行わず、モニタリングシステム 10 へ情報をアップロードしない。このように、ユーザ端末 100 に動きがない場合には、ユーザ端末 100 はスリープする。これによって、バッテリ 160 の電力を節約することができる。
20
25

【0041】モニタリングシステム 10 は、バス 12 によって互いに接

続されたC P U 1 4 、通信部1 6 、記憶装置2 0 、およびメモリ3 0 を備えている。

【0 0 4 4】記憶装置2 0 には、・・・保護者端末2 0 0 から送信されたユーザ登録情報（識別番号a 、保護者アドレスb ）を管理するユーザ登録データベース2 2 （以下、「ユーザ登録D B 」2 2 と称する）と、ユーザ端末1 0 0 からアップロードされた情報および位置決めサーバ4 0 によって決定された位置情報を蓄積するアップロード情報データベース2 4 （以下、「アップロード情報D B 」2 4 と称する）とを記憶している。

【0 0 5 4】アップロード情報D B 2 4 は、データ項目として、タイムスタンプc 、識別番号a 、G P S位置情報d 、W i F i位置情報e 、基地局位置情報f 、バッテリ残量情報g 等を含んでいる。・・・

【0 1 7 0】モニタリングシステム1 0 はさらにオプション機能として、バッテリ残量オプションx や、強制スリープオプションy も備えている。

【0 1 7 1】バッテリ残量オプションx は、バッテリ残量把握プログラム3 9 によって提供される。

【0 1 7 2】バッテリ残量把握プログラム3 9 は、アップロード情報D B 2 4 を参照して、バッテリ残量情報g を取得する。そして、バッテリ残量情報g に基づいて、ユーザ端末1 0 0 のバッテリ残量が、予め設定された所定量（例えば、残り2 0 %）を下回っているか否かを判定する。

【0 1 7 3】図1 3 に示す設定画面Mのバッテリ残量オプションx 欄において、バッテリ残量が少なくなったら通知x 1 するように設定されている場合、バッテリ残量把握プログラム3 9 によって、バッテリ残量が、所定量を下回っていると判定されると、アラーム通知プログラム3 8 は、ユーザ登録D B 2 2 を参照して、対応する識別番号a の保護者アドレスb を認識し、保護者端末2 0 0 に対して、例えば「バッテリ残量が少なくなりました」や、「充電してください」といったメッセージを通

知する。

【0174】保護者は、保護者端末200に送信されたこのメッセージによって、ユーザ端末100のバッテリ残量が少ないことを把握することができる。これに応じて、保護者は、ユーザ端末100のバッテリ160をその場で充電できる場合には、ユーザ端末100のバッテリ160を充電することができる。また、その場ですぐに充電できない場合には、保護者端末200から、設定プログラム36を起動して、バッテリ160の消費量を抑え、ユーザ端末100の動作時間を延ばすために、設定画面Mから、インターバルiを長くする（例えば、1.5分から3分にする）ように指示することもできる。・・・

(2) 上記(1)によれば、本件各発明の技術的意義は次のとおりである。

子どもや老人等の被見守り者の居場所をリアルタイムで把握するモニタリングシステムについて、見守り者が被見守り者の居場所を常時観察できるとは限らず、また、被見守り者の生活圏を把握していない場合があることから、見守り者において被見守り者がその生活圏から逸脱していることを把握できないおそれがあるという課題がある。本件各発明は、これを解決するために、被見守り者用端末の位置情報から生活圏を決定し、被見守り者と生活圏との位置関係を見守り者に通知するという構成を採用したものであり、これにより、見守り者が被見守り者が生活圏から逸脱していることを把握できるという効果を奏するものである（【0001】～【0003】【0005】～【0008】【0019】【0022】）。また、本件各発明において、被見守り者用端末のバッテリ残量を示す情報が送信されるという構成を採用することで、見守り者は被見守り者用端末のバッテリ残量を把握できるという効果も奏する（【0054】【0170】～【0174】）。

さらに、本件発明3については、加速度センサによって所定値以上の加速度が検出されない限り、GPS情報の取得及びモニタリングシステムへの位

置情報等のアップロードが行われないため、これによって、被見守り者用端末のバッテリの電力を節約するという効果も奏する（【0030】【0031】【0038】）。

2 争点2-1（「G P S B o T」に基づく進歩性欠如）について

5 本件の事案に鑑み、争点2-1について判断する。

(1) 証拠（乙38）及び弁論の全趣旨によれば、子ども見守りサービス「G P S B o T」に係る発明（乙38発明）が本件原出願日前に公然実施されていたこと、乙38発明が次の構成を有することが認められる。

(乙38発明1)

10 38-1 a 見守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報を前記見守り者用端末から受信し、被見守り者用端末に送信する第1手段と、

38-1 b 前記インターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末から送信される、前記被見守り者用端末の位置情報を受信する第2手段と、

15 38-1 c 前記被見守り者用端末からの位置情報に基づいて、行動範囲を決定する第3手段と、

38-1 d 前記被見守り者用端末からの位置情報と、前記行動範囲と、の位置関係に基づく通知を前記見守り者用端末に送信する第4手段と、を備え、

20 38-1 e 見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報を応じたインターバルで前記被見守り者用端末の位置情報を送信し、

38-1 f 前記バッテリの残量を示す情報をモニタリングシステムへ送信する通信手段と、を備えている、

38-1 g モニタリングシステム。

25 (乙38発明2)

38-2 a モニタリングシステムと通信可能な見守り者用端末を、前記見

守り者用端末のユーザにより設定されたインターバル情報を前記モニタリングシステムに送信する第1手段であって、

3 8 - 2 b 前記インターバル情報は、前記モニタリングシステムから被見守り者用端末に送信され、

5 3 8 - 2 c 前記インターバル情報に応じたインターバルで、前記被見守り者用端末の位置情報が前記被見守り者用端末から前記モニタリングシステムに送信され、

3 8 - 2 d 前記モニタリングシステムによって、前記被見守り者用端末からの位置情報に基づく行動範囲が決定される、第1手段、

10 3 8 - 2 e 前記モニタリングシステムから、前記被見守り者用端末からの位置情報と、前記行動範囲との位置関係に基づく通知を受信する第2手段、として機能させ、

3 8 - 2 f 見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末の位置情報を送信し、

15 3 8 - 2 g 前記バッテリの残量を示す情報をモニタリングシステムへ送信する通信手段と、を備えた、

3 8 - 2 h プログラム。

(乙3 8 発明3)

3 8 - 3 a 正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状の被見守り者用端末であって、

20 3 8 - 3 b 充電可能なバッテリと、

3 8 - 3 c 当該被見守り者用端末の位置を取得する位置取得手段と、

3 8 - 3 d 当該被見守り者用端末の加速度を検出する加速度センサと、

25 3 8 - 3 e 見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで前記被見守り者用端末の位置情報を送信し、また、前記バッテリの残量を示す情報をモニタリングシステムへ送信する

通信手段と、を備え、

3 8 – 3 f 前記位置情報は、前記モニタリングシステムによって、前記被見守り者用端末の行動範囲を決定するために用いられ、

3 8 – 3 g 前記加速度センサによって所定値以上の加速度が検出されない場合、前記位置取得手段は当該被見守り者用端末の位置を取得しない、
5 または、前記通信手段は前記位置情報を送信しない、被見守り者用端末。

(2) 本件各発明と乙3 8 発明との対比

本件各発明は、特許請求の範囲の請求項の記載（前提事実(3)）のとおりであると認められるところ、上記(1)によれば、本件発明1と乙3 8 発明1、本件発明2と乙3 8 発明2、本件発明3と乙3 8 発明3とは次の相違点3 8 において相違し、その余の点において一致するものと認められ、この点については当事者間に争いがない。

(相違点3 8)

本件各発明では、見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルで、被見守り者用端末の位置情報及びバッテリ残量情報がモニタリングシステムに送信されるのに対し、乙3 8 発明では、位置情報が見守り者用端末のユーザによって設定されたインターバル情報に応じたインターバルでモニタリングシステムに送信され、また、バッテリ残量情報がモニタリングシステムに送信されるが、バッテリ残量情報の送信のタイミングが不明である点。

(3) 相違点の容易想到性について

ア 技術事項の認定

特許5 0 7 8 3 1 0号公報（乙2 0。平成2 4年1 1月2 1日公開。）

には、携帯電話の使用者（被保護者）の安否を確認するためのシステム
25 に関し（【0 0 0 1】【0 0 0 6】）、被保護者の持つ携帯電話より送信される異常なし通知メールに送信時の携帯電話の位置情報及び電池残量が

含まれる構成（【0062】【0068】）が記載されている。

以上によれば、上記公報には、被保護者の安否を確認するためのシステムにおいて、被保護者の端末が、その位置情報及びバッテリ残量情報を同時に送信するという技術事項が記載されていると認めることができる

5 (以下「本件技術事項」という。)。

イ 相違点38の容易想到性について

乙38発明は被見守り者が所持する端末を用いた見守りのためのモニタリングシステムであるのに対し、本件技術事項は、被保護者が所持する端末を用いた安否確認システムにおいて同端末が位置情報及びバッテリ残量情報を送信するタイミングに関する技術事項であるから、両者の技術分野は共通している。また、乙38発明は、被見守り者が所持する端末が、インターバル情報に応じたタイミングで位置情報を送信し、不明なタイミングでバッテリ残量情報の送信をするものであり、本件技術事項は、被保護者が所持する端末が位置情報とバッテリ残量情報を同時に送信する技術であるから、乙38発明と本件技術事項は、位置情報とバッテリ残量情報の送信のタイミングの設定という共通の課題を有し、いずれも被見守り者ないし被保護者が所持する端末が位置情報及びバッテリ残量情報を送信するという点で、共通の作用及び機能を有する。

そして、乙38発明において、インターバル情報に応じて位置情報が送信されるものの、バッテリ残量情報が送信されるタイミングは不明なのであるから、乙38発明に接した当業者は、バッテリ残量情報を送信するタイミングについて、位置情報と同時に行うという本件技術事項を組み合わせる動機付けがあるということができ、組み合わせることについての阻害要因も見当たらない。

したがって、乙38発明に本件技術事項を適用して相違点38に係る構成とすることは、当業者において容易に想到し得たものといえる。

(4) 原告の主張について

5

原告は、①乙38発明は、継続的に位置情報の取得及び送信を行うため、バッテリの消費を抑えるという課題を有するところ、単位時間当たりの変化量が小さいバッテリ残量情報を低頻度で送信することによって、バッテリの消耗を抑えられるのは明らかであるから、本件技術事項を乙38発明に適用する動機付けがない、②乙38発明に、本件技術事項を組み合わせても、当業者は相違点38に係る構成に想到しないと主張する。

10

しかし、①について、本件技術事項も携帯端末が継続的に位置情報の取得及び送信を行う技術に関するものであって、バッテリの消費を抑えるという課題があることは乙38発明と共通するといえるし、乙38発明におけるバッテリ残量情報の送信頻度は不明なのであるから、原告の指摘する点は、乙38発明に本件技術事項を適用する動機付けを否定する理由にはならない。また、②について、インターバル情報に応じて位置情報が送信され、不明なタイミングでバッテリ残量情報が送信される乙38発明に、バッテリ残量情報を位置情報と同時に送信するという本件技術事項を組み合わせることで、インターバル情報に応じて位置情報とバッテリ残量情報が送信されるという相違点38に係る構成に想到するといえる。

15

したがって、原告の主張はいずれも採用することができない。

20

(5) 以上によれば、本件各発明は、当業者が乙38発明に基づいて容易に発明することができたものといえる。

3 小括

以上のとおりであるから、本件各発明に係る特許は、特許無効審判により無効にされるべきものと認められ、原告は、被告に対し、本件特許権の権利行使することができない。

25

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理

由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

5

裁判長裁判官 高 橋 彩

10 裁判官 西 山 芳 樹

裁判官 瀧 澤 惟 子

(別紙)

被告サーバ目録

- 「みてねみまもり G P S」のサービスにおいて、保護者により設定された稼働モードを保護者用のスマートフォンから受信し、G P S 端末に送信する第1送信手段と、稼働モードに応じた時間間隔で、G P S 端末から送信される、G P S 端末の現在位置を受信する受信手段と、G P S 端末からの位置情報に基づいて、みまもり範囲を決定するみまもり範囲決定手段と、G P S 端末の現在位置がみまもり範囲から外れた際に自動で通知をG P S 端末に送信する第2送信手段と、を備えるサーバ
- 5

(別紙)

被告ユーザ端末プログラム目録

- サーバと通信可能な保護者用のスマートフォンを、保護者により設定された稼働モードをサーバに送信する送信手段であって、稼働モードは、サーバからG P S端末に送信され、稼働モードに応じた時間間隔で、G P S端末の現在位置がG P S端末から保護者のスマートフォンに送信され、サーバによって、G P S端末からの位置情報に基づくみまもり範囲が決定される、送信手段、サーバから、G P S端末の現在情報がみまもり範囲から外れた際に、自動で通知を受信する受信手段、として機能させるプログラム（「みてねみまもりG P S」を含む）

(別紙)

被告製品目録

正面から見ると概略正方形の角を丸めた形状のG P S端末であって、リチウムイオンポリマー電池（バッテリ）と、G P S端末の位置情報を測位するための測位手段と、G P S端末の加速度を検出する加速度センサと、保護者によって設定された稼働モードに応じた時間間隔で、G P S端末の現在位置およびバッテリの残量を示す情報をサーバへ送信する送信手段と、を備え、サーバへ送信される位置情報は、サーバによって、G P S端末のみまもり範囲を決定するために用いられ、加速度センサを使って、静止している間はG P S測位や現在位置の送信を自動的に中断する、G P S端末（「みてねみまもりG P Sトーク」「みてねみまもりG P S第3世代」「みてねみまもりG P S第2世代」を含む）

(別紙)

本件図面目録

【図 1】

